

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 神奈川県（知事部局等）

### 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 90.4%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 89.9%                           |
| 全職員               | 81.3%                           |

【説明欄】 相対的に女性の給与の割合が低くなっている要因と考えられること

#### ○「任期の定めのない常勤職員」について

- ・ 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は約9割となっているなど、男性に多く支給されている手当があるため。
- ・ 若手職員は女性の割合が高くなっている（例：職員全体の女性割合が約3割であるところ、勤続年数5年以下の女性割合は約4割となっている）が、若手職員は相対的に給与水準が低いため。

#### ○「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について

- ・ 相対的に給与水準の低い「会計年度任用職員」が、約6割を占め、かつその女性割合は約7割となっており、女性に偏っているため。

#### ○「全職員」について

- ・ 男女それぞれの職員数に占める「会計年度任用職員」の割合が、女性が約3割、男性が約1割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っているため。

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- \* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

| 役職段階        | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 100.4%                          |
| 本庁課長相当職     | 99.2%                           |
| 本庁課長補佐相当職   | 97.9%                           |
| 本庁係長相当職     | 97.2%                           |

## (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | 93.1%                           |
| 31～35年 | 94.2%                           |
| 26～30年 | 95.6%                           |
| 21～25年 | 93.0%                           |
| 16～20年 | 89.7%                           |
| 11～15年 | 88.5%                           |
| 6～10年  | 93.1%                           |
| 1～5年   | 99.2%                           |

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

【説明欄】 相対的に女性の給与の割合が低くなっている要因と考えられること

### ○ 勤続年数別について

- ・ 部分休業の取得者に占める女性の割合は約9割であり、その約7割が勤続年数11～20年の職員であるため（部分休業を取得している職員の給与は、その休業時間に応じて減額される。）。

※一部の職員（会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員）については、職員の勤務時間に応じて、平均給与額の計算のもととなる職員数を換算しています。

（例）通常の勤務時間（週38時間45分）の半分の勤務時間の職員がいた場合、人数を0.5人と換算しています。

※知事部局等：知事部局、企業庁、議会局、各局委員会、教育委員会（教員を除く）